

社会福祉法人等が専ら福祉事業等の用に供する自動車に係る自動車税の課税免除制度のしおり【平成29年度版】

社会福祉法人等が専ら福祉事業等に使用する自動車については、自動車税の課税免除制度があります。

1 自動車税の課税免除が受けられる自動車

① 第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有する自動車で、専ら当該事業に係る <u>入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院に使用する自動車</u>
② 次に掲げる事業を営む法人の所有する自動車で、当該事業において <u>専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）</u> に使用する自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る） ・地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生産能力の向上を図るものを運営する事業
③ 次に掲げる事業を営む社会福祉法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）が所有する自動車で、専ら当該事業に使用する自動車（ <u>通所者又は入所者の送迎に使用する自動車に限る</u> ） <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・生活介護に係る事業 ・短期入所に係る事業 ・自立訓練に係る事業 ・児童発達支援に係る事業 ・医療型児童発達支援に係る事業 ・放課後等デイサービスに係る事業
④ <u>小規模作業所（市町村運営、社会福祉事業に使用する施設を除く）を営む個人又は法人が所有する自動車</u> で、当該作業所において <u>専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）</u> に使用する自動車

※各事業等については法令で規定する事業等となりますので、裏面にてご確認ください。

2 申請手続き

1 新たに自動車を登録する場合【新規登録・名義変更登録・管轄変更による転入】

提出先	鳥取県自動車整備振興会内（鳥取運輸支局隣）の自動車税・自動車取得税申告書の受付窓口
提出期限（※2）	自動車を登録するとき（自動車税について申請のあった月の翌月から月割で課税免除）
必要書類	①自動車税等申告（報告）書 ②課税免除申請書（※3） ③印鑑（法人にあつては代表者職印、個人にあつては認印） ④運転計画表 ⑤自動車検査証の写し（後日提出） ⑥所有又は使用の事実を証する写真

2 現在所有している自動車の場合【新たに課税免除の対象となる事業の用に供する場合など】

提出先	管轄の県税事務所（裏面問い合わせ先参照）
課税免除の始期	自動車税について申請のあった月の翌月から月割で課税免除（※1）
必要書類	①課税免除申請書（※3） ②印鑑（法人にあつては代表者職印、個人にあつては認印） ③自動車検査証の写し ④運転実績（計画）表 ⑤所有又は使用の事実を証する写真

（※1）賦課期日（4月1日）時点で課税免除の要件を満たすもののうち、納期限（5月31日）の7日前（5月24日）までに申請した場合は、年税額が課税免除されます。

（※2）提出期限が過ぎたあとは、申請された月の翌月から月割で自動車税が課税免除されます。

（※3）課税免除申請書の申請理由欄には、**1**に掲げた該当事業及び使用用途並びに当該自動車を専ら利用する施設・事業所名を記載してください。

3 継続手続きについて

翌年度以降も引き続き自動車税の課税免除を受ける場合は、継続の申請を毎年行う必要があります。2月～3月に各県税事務所から申請書類（継続用）をお届けしますので、課税免除の要件を満たしているときは、申請書その他の必要書類を管轄する県税事務所に郵送又は持参してください。

《 問 い 合 わ せ 先 》

手続きについてご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所又は県庁税務課へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄
東部県税事務所	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	(0857)20-3511～3513	鳥取市・岩美郡・八頭郡
鳥取県自動車整備振興会内(鳥取運輸支局隣)	〒680-0006 鳥取市丸山町233	(0857)23-6649	新規登録・名義変更登録
中部県税事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	(0858)23-3107、3112	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所	〒683-0054 米子市糺町一丁目160	(0859)31-9604、9605	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
西部県税事務所日野支所	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1	(0859)72-2083	日野郡
県 庁 税 務 課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	(0857)26-7053	

《 法 令 で 規 定 す る 事 業 等 》

- 1** ① ◇第1種社会福祉事業
 ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業
- ② ◇障害福祉サービス事業(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)
 ・障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業
 ・障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業
 ・障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業
- ◇地域活動支援センター
 ・障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センター
- ③ ◇老人デイサービス事業
 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
- ◇老人短期入所事業
 ・老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業
- ◇生活介護に係る事業
 ・障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業
- ◇短期入所に係る事業
 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業
- ◇自立訓練に係る事業
 ・障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に係る事業
- ◇児童発達支援に係る事業
 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業
- ◇医療型児童発達支援に係る事業
 ・児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業
- ◇放課後等デイサービスに係る事業
 ・児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業
- ④ ◇小規模作業所
 ・障がい者等(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者、高次脳機能障害(頭部傷脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害社会的行障害その他の認知障害をいう。)その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患に罹患している者をいう。以下同じ。)を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設(市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。)